

河南町消費生活だより

令和4年5月発行 第45号



スマホを契約するときの注意点について

4月から成年年齢は18歳にあり、「18歳から大人」になります。大人になりできることが増える一方、責任も生じることになります。契約などは慎重に行い、消費者トラブルに巻き込まれない「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費は世界につながっていると認識し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることも重要です。

消費者庁では、消費者月間（5月）のテーマを「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」とし、改めて、周囲の大人も含め、考えていくこととしています。

そこで、実践につながるきっかけとなるよう、第45号では、「スマホを契約するときの注意点」について考えてみましょう。



スマホの契約数は年々増加傾向にあり、最近では低価格の料金プランが提供されるなど、乗り換え先の選択肢も増えています。一方で、スマホを契約したものの、サービス内容が消費者の認識と違ったり、不要なタブレット端末や光回線サービスなど複数の契約をさせられてトラブルになるケースも多くみられます。

相談事例



- ① 「スマホとセットで契約すると、毎月の料金が安くなる」などと勧誘されて、まったく内容が分からないまま光回線や電気等の契約をしてしまった。
- ② スマホをあまり使わないので一番安いプランを希望したところ、タブレット端末とのセット契約が一番安いと言われて申し込んだ。請求金額が高額だったため問い合わせたところ、大容量データプランを契約させられていたことが分かった。

トラブルにあわないために…



- ◆ 実店舗を持たない格安スマホ会社などでは、問い合わせ方法が電話やメール、チャットなどに限られている場合があります。また、スマホ操作に不慣れな利用者向けの対面サポートがない場合もあるので、必要に応じて、契約前にサポート体制を確認するようにしましょう。
- ◆ 光回線などサービスや商品を勧められても、内容がよく分からないものや不要と思った契約は、その場で断ることが大切です。
- ◆ 契約書にサインする前に、初回の支払いに含まれているものは何か、月額料金はいくらかを確認するようにしましょう。

1 8歳までに身につけておきたい消費生活のはなし①

近年、キャッシュレス化が進み、クレジットカードやプリペイドカード、スマホ決済などの支払い手段や支払い方法が多様化しています。例えば、クレジットカードはキャッシュレス決済の代表的な手段の1つで、「後払いで商品の購入ができる」、「利用によってポイントや特典が付く」など便利な一方、仕組みをよく理解し注意して使用することが大切です。そこで、シリーズ1回目では、「リボ払い」について紹介します。



クレジットカードのリボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した金額を毎月支払います。月々の支払いを一定にできるという利点の一方で、借入残高に対して常に手数料が発生し、その結果、支払総額が増えることになります。また、利用件数が増え、定期的な支払いが続くと残高が分かりづらいなどの点にも注意が必要です。



＜相談事例＞

リボ払いにするとポイントが3倍になるので、化粧品をリボ払いで購入した。毎月1万円しか支払わなくていいので、その後も色々な買物を続けていた。利用明細は確認しておらず、気づいたときには、借入残高が約80万円になっていた…

クレジットカードの代表的な支払いの方式

	翌月一括(1回) 払い	ボーナス一括 (1回)払い	分割払い (3回以上)	リボ払い
支払方式	利用した翌月に一括して支払う方式	利用した翌ボーナス時期に一括して支払う方式	利用時に支払回数を決めて分割して支払う方式	あらかじめ支払残高に対して毎月支払う一定額を決め支払う方式
手数料	かからない	かからない	かかる	かかる



クレジットを利用するときに気をつけたいポイント

- ◆ 近年、たくさんのクレジットカードが発行されており、クレジットカード会社によっては、様々な特典や条件があります。自分にあったものを選んで利用する。
- ◆ カードの中には、リボ払い専用のものや、初期設定がリボ払いになっているものがあります。申し込む前に支払い方法を必ず確認する。
- ◆ カードに同封されている利用案内書や会員規約は必ず確認する。
- ◆ 収入や必要な支出を考えて、無理のない支払計画を立てる。
- ◆ 利用後の伝票はしばらく保管し、毎月の利用明細と必ず確認する。
- ◆ リボ払いを利用する場合は、借入残高と毎月の支払額をしっかりと把握する。



日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！

【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時～12時・午後1時～4時